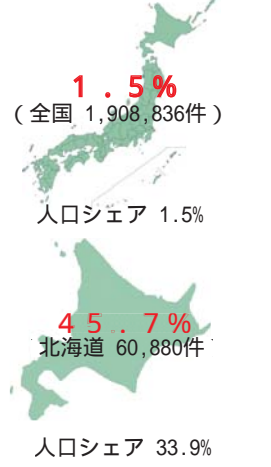


犯罪被害者等とは？・・・犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者、その家族・遺族

犯罪被害者等の置かれている現状

刑法犯の認知件数 2007年（H19） **27,840件**
 -凶悪犯（殺人・強盗・放火・強姦） 155件
 -粗暴犯（凶器準備集合・暴行・傷害・脅迫・恐喝） 946件

【札幌市の刑法犯認知件数のシェア】



2007年（H19）12月

【人口10万人当たりの刑法犯認知件数】

札幌市（17政令市平均・札幌市の順位）

総数 1,469.6件（1,945.8件・11番目）

凶悪犯 8.2件（10.2件・9番目）

粗暴犯 49.9件（81.5件・13番目）

窃盗犯 1,079.7件（1,484.2件・10番目）

知能犯 40.9件（71.0件・14番目）

風俗犯 9.4件（12.2件・10番目）

その他 281.6件（313.6件・9番目）

2007年（H19）
 罪種別件数は浜松市を除く

国・民間団体による既存の支援

1953年（S28）	刑事訴訟法の改正 権利保釈の除外事由の追加 （被害者等への危害の恐れがある場合）	主眼 治安対策・運輸施策が
1955年（S30） 1958年（S33）	自動車損害補償法の制定 刑法に証人威迫罪を新設 刑事訴訟法の改正 被告人の退席・退廷規定の新設 証人が被告人に圧迫された場合	
1980年（S55） 1981年（S56） 1985年（S60）	犯罪被害者等給付金支給法（犯給法）の制定 財団法人犯罪被害者支援基金の設立 国連総会で「犯罪及び権利濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択	犯罪被害者等支援のための法制度等の拡充
1996年（H8） 1998年（H10） 1999年（H11）	警察庁が犯罪被害者対策要綱を策定、被害者対策室を設置 全国被害者支援ネットワークが発足 児童買春防止法の制定 法務省が被害者等通知制度実施要領を策定 政府に犯罪被害者対策関係省庁連絡会議を設置 犯罪被害者保護法 （刑事法等改正法・犯罪被害者保護法）を制定 犯罪被害者等の刑事手続への関与 改正少年法・ストーカー規制法 児童虐待防止法の改正	
2000年（H12） 2001年（H13）	犯罪被害者保護二法 （刑事法等改正法・犯罪被害者保護法）を制定 犯罪被害者等の刑事手続への関与 改正少年法・ストーカー規制法 児童虐待防止法の改正 犯給法改正 支給対象・金額の拡充、早期援助団体の指定 配偶者暴力防止法の制定	

社会背景

1974年（S49）
三菱重工ビル爆破事件
1995年（H7）
地下鉄サリン事件

世論の高まり
 犯罪被害者等支援に対する

犯罪被害者等が抱える問題

刑事手続への不満

- ・刑事手続にもっと関与したい
- ・加害者の情報を知りたい
- ・捜査や公判の結果、加害者の処遇が納得できない
- ・刑事手続に参加する負担が重い

困難な損害回復

- ・身体への被害、障がい
- ・PTSD（ ）など精神的な被害
- ・働き手の喪失、被害回復のための休業等による経済的な困窮
- ・実効性の乏しい加害者からの補償

心的外傷後ストレス障害

日常生活の不安

- ・生活費に困ってる
- ・自宅が事件現場になったので、他の住居に移りたい
- ・雇用主の理解が得られず、働き続けられない

再被害の心配

- ・加害者が逮捕されず不安
- ・加害者が出所した後、報復されないか心配

二次被害の苦痛

- ・関係機関の対応に傷付いた
- ・メディア等を通してプライバシーを侵害された
- ・犯罪被害者等の心情を周囲の人が理解してくれない

犯罪被害者等の権利利益・支援拡充の訴え

犯罪被害者等基本法

（2005年（H17）4月施行）

犯罪被害者等の権利保護の確立

国：犯罪被害者等基本計画 計画期間：2005-2010年度（H17-22）

4つの基本方針

- ・尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ・個々の事情に応じて適切に行われること
- ・途切れることなく行われること
- ・国民の総意を形成しながら展開されること

1. 損害回復・経済的支援等への取組み（基本法第12・13・16・17条関係）	42施策
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組み（基本法第14・15・19条関係）	69施策
3. 刑事手続への関与と拡充への取組み（基本法第18条関係）	43施策
4. 支援等のための体制整備への取組み（基本法第11・21・22条関係）	75施策
5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組み（基本法第20条関係）	29施策
推進体制に関するもの（19項目）	
合計258施策	

<新設・拡充された主な支援制度>

- 被害者参加制度
被害者が、被告人に対し質問を行うなど、刑事裁判に直接参加する制度（H20末施行）
- 損害賠償命令制度
被害者から被告人に対する損害賠償請求の申立があったとき、刑事事件について有罪の言い渡しをした後、当該損害賠償請求の審理・決定ができる（H20末施行）
- 犯罪被害者給付制度の拡充
遺族給付金・障害給付金を自賠責なりに引き上げ（H20.7施行）

道：北海道犯罪被害者等支援基本計画 計画期間：2006-2010年度（H18-22）

<新設・拡充された主な支援制度>

- 「北海道犯罪被害者等総合相談窓口」の開設（H19.8）

基本理念

- ・個人の尊厳尊重と尊厳にふさわしい処遇を受ける権利
- ・状況に応じた適切な施策
- ・長期的・多面的な支援

国・地方公共団体の責務

- 相談および情報の提供
- 損害賠償の請求についての援助等
- 給付金の支給に係る制度の充実等
- 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供
- 安全の確保
- 居住の安定
- 雇用の安定
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
- 国民の理解の増進
- 調査研究の推進等
- 民間の団体に対する援助
- 意見の反映、透明性の確保

【基本的施策】

国・道・市が取組む施策 主に国・道が取組む施策
 主に国・道が取組むが、市にも関係がある施策

国民の責務

- ・犯罪被害者等の名誉・生活の平穏を害さない配慮
- ・国・地方公共団体の施策に協力

犯罪被害者等のためにできること

- 犯罪被害者等の置かれた状況や心情をよく理解すること
- 犯罪被害者等の窮状を多くの人に伝えること
- 犯罪被害者等の相談を受け、悩みを聞き、困り事を解決するためのアドバイスをすること
- 犯罪被害者等が必要とする情報を提供すること
- 犯罪被害者等の損害の回復を進め、苦痛を和らげるための手助けをすること
- 関係機関・市民が協力し、途切れなくきめ細かな支援を行うこと
- 犯罪被害者等を支援する民間団体の活動を支えること